

事務連絡  
令和5年12月25日

各地方公共団体  
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型）及び地方創生拠点整備タイプ（令和6年度当初予算分））を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第70回地域再生計画認定申請受付）（通知）

要旨

- 1 「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型））」（以下、本事務連絡においては「地方創生推進タイプ」という。）及び「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ（令和6年度当初予算分））」（以下、本事務連絡においては「地方創生拠点整備タイプ」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請を令和6年1月22日（月）から令和6年1月24日（水）まで受け付けます。
- 2 認定申請に係る様式については、該当の様式を御確認の上、必ず本事務連絡に添付の様式を使用してください。
- 3 認定は、令和6年3月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）を次のとおり受け付けますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、本事務連絡を御確認の上、対応願います。

なお、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ以外の支援措置を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましても第70回地域再生計画認定分として受け付けますので、こちらにつきましては、次の事務連絡を御参照ください。

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（令和5年度補正予算分）及び地方創生拠点整備タイプ（令和5年度補正予算分））を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第70回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和5年12月12日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ 第70回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）（令和5年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第70回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和5年12月25日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ【プロフェッショナル人材事業型】）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第70回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和5年12月25日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

## 1 受付を行う地域再生計画

地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプを活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

## 2 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプの事業内容に係る事前相談につきましては、次の事務連絡に基づく実施計画及び施設整備計画に係る事前相談を御活用ください（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプを活用する事業に係る地域再生計画としての事前相談の受付は行っていません。）。

なお、地域再生計画の認定を受けるためには、地域再生計画に事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである旨を記載していただく必要があります。そのため、事業内容は、あらかじめ関係機関と十分な調整を行ったこと、地域住民の合意を得たこと等が確認できるような記載としてください。

上記の旨が確認できない場合には、地域再生計画の認定を受けられない可能性があります。

- ・ 令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型））に係る実施計画等の作成及び提出について（令和5年12月25日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ（令和6年度当初予算分））に係る施設整備計画等の作成及び提出について（令和5年12月25日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

### (1) 認定申請受付期間

令和6年1月22日（月）～令和6年1月24日（水）15時

### (2) 認定時期

令和6年3月下旬（予定）

### (3) 地域再生計画の作成等

地域再生計画の作成に当たっては、本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和5年12月22日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和5年12月22日一部改正）」を熟読いただいた上で、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ担当から通知する事務連絡（以下「交付金事務連絡」という。）に添付された実施計画等ファイル内の記載要領を参照し御対応ください。

### (4) 地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプの継続事業に係る地域再生計画の変更認定申請について

変更認定申請が必要な案件（認定地域再生計画の記載内容を変更する必要がある案件）であったにもかかわらず、変更認定申請が行われなかった場合には、支援措置の活用が認められないため、**必ず各地方公共団体の責任において変更認定申請の可否を御確認ください。**

**※認定申請（変更認定申請を含む。）には、認定申請書の提出が必要となります。地域再生計画（地方創生推進タイプの申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備タイプの申請に係る施設整備計画（以下「実施計画等」という。））の提出のみをもって地域再生計画の認定申請が行われたことにはなりませんので、御注意ください。**

**(5) 地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプと他の支援措置を同一の地域再生計画に併記する（している）場合の取扱い**

地域再生計画と実施計画等の様式が一体化されたことに伴い、これらを同一の地域再生計画に併記することができなくなりました。

なお、地方創生推進タイプ又は地方創生拠点整備タイプと他の支援措置を既に同一の地域再生計画に併記している場合の変更認定申請については、従前の地域再生計画の様式（wordファイル）を使用していただく必要がありますので、御注意ください。認定申請方法の詳細につきましては、「第70回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」（令和5年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）を御参照ください。

**(6) 認定申請の方法**

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる提出データをイに記載するメールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はウのとおりとしてください。）。なお、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、第59回認定回から押印は不要としておりますので、原本を郵送いただく必要はありません。

提出データの様式は、必ずアの様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

なお、地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している場合は、地域再生計画の作成又は変更に当たり、当該協議会で協議を行わなければならない。地域再生計画の認定申請の際に、当該協議会の概要を添付する必要があります（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和5年12月22日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和5年12月22日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を御確認ください。

**ア 認定申請における申請書類**

地域再生計画の認定申請を行うに当たっては、次の書類を御提出ください。

なお、地域再生計画と実施計画等の様式が一体化され、同一のExcelファイルとなったため、本事務連絡に地域再生計画の様式は添付していません（交付金事務連絡に添付をしています。）。

申請書類	様式等 ※ 1
基礎データ表ver. 49	申請様式01
地域再生計画認定申請書又は地域再	申請様式02_01又は02_03

生計画の変更の認定申請書	
地域再生計画（実施計画等） ※2	本事務連絡には添付なし （様式は交付金事務連絡を御確認ください。）
（区域の特定が困難な場合のみ） 区域の付近見取図 ※3	申請様式04
第3号基準適合確認表 ※4	申請様式05_01
工程表 ※3	申請様式05_02
地方版総合戦略の該当箇所抜粋 ※3	貴団体作成のもの

※1 申請様式02\_02は、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ以外の支援措置を活用する事業に係る地域再生計画認定申請書、申請様式03は、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ以外の支援措置を活用する事業に係る地域再生計画です。

※2 市区町村は当該書類を各都道府県へ御提出ください。

※3 変更認定申請の場合は、変更がある場合のみ提出してください。

※4 本認定回から新たに追加した申請書類です。詳細については、別添「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型）及び地方創生拠点整備タイプ（令和6年度当初予算分））を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第70回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について」を御確認ください。

## イ 提出先

メールアドレス：chiiki.osei-senko@cao.go.jp

地域再生計画（実施計画等）の提出に当たっては、交付金事務連絡を御確認いただき、各都道府県にて取りまとめをお願いします。

また、地域再生計画（実施計画等）以外の認定申請における申請書類（申請様式01、申請様式02\_01又は02\_03、申請様式04、申請様式05\_01、申請様式05\_02及び地方版総合戦略の該当箇所抜粋）については各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接提出してください。

**※認定申請（変更認定申請を含む。）には、認定申請書の提出が必要となります。地域再生計画（実施計画等）の提出のみをもって地域再生計画の認定申請が行われたことにはなりませんので、御注意ください。**

## ウ メール件名

メール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

### [メール件名]

	活用する支援措置	申請者	申請区分	メール件名
1	地方創生推進タイプのみ	都道府県	新規	「都道府県コード（半角2桁）」 + 「_（半角アンダーバー）」 + 「都道府県名」 + 「2024推進」
			変更	同上
		市区町村	新規	【正式提出】【推進（新規）】 （〇〇県〇〇市）第70回地域再生計画
変更	【正式提出】【推進（変更）】 （〇〇県〇〇市）第70回地域再生計画			
2	地方創生拠点整備タイプのみ	都道府県	新規	「都道府県コード（半角2桁）」 + 「_（半角アンダーバー）」 + 「都道府県名」 + 「2024拠点」
			変更	同上
		市区町村	新規	【正式提出】【拠点整備・当初】 （〇〇県〇〇市）第70回地域再生計画
変更	【正式提出】【拠点整備・継続変更】 （〇〇県〇〇市）第70回地域再生計画			

## (7) 認定申請に当たっての留意事項

### ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合の地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、連名で作成したもの又は各団体で作成したものをその他の申請書類等と合わせて代表団体に取りまとめの上、御提出ください。

### イ 基礎データ表

基礎データ表（申請様式01）は、ファイル名称に「ver. 49」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページで公開されますので、記載内容に誤りのないよう御留意ください。

## 3 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更（地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更）の報告方法につきましては、別途事務連絡にて通知します。

なお、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しません。

a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

b) まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更

c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

（「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和5年12月22日一部改正）」5）② 軽微な変更 抜粋）

## 4 その他

### (1) 認定申請書類の提出状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、次の「当事務局からの受理連絡期日」までに当事務局からメールによる連絡がない場合、当該書類は、受理されていない可能性がありますので、速やかに次の【問い合わせ先】①まで御連絡ください。「申請主体からの受理状況確認期日」以降に、御連絡をいただいても受理状況の確認は行わないため、当事務局から受理連絡がない場合には、必ず申請主体からの受理状況確認期日までに受理状況の確認を行ってください。

当事務局からの 受理連絡期日	令和6年2月26日（月） 17時まで
申請主体からの 受理状況確認期日	令和6年2月28日（水） 17時まで

### (2) PDCAサイクルの適切な管理

認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、当該計画で設定したKPIによって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。

### 【問い合わせ先】

#### ①地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の認定申請（変更認定申請を含む。）については、chiiki. sosei-senko@cao.go.jpに送付してください。

#### ②デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）に関すること

交付金事務連絡の「地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ担当者一覧」に記載の各都道府県担当



※ 「地方創生関連部局におけるテレワークの実施の強化について」（令和2年4月15日付事務連絡）で既にお知らせしているところですが、国への問い合わせにつきましては、まずは可能な限りメールで行っていただきますようお願いいたします。

**【添付資料】**

- ・ 別添 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型、横展開型、Society5.0型）及び地方創生拠点整備タイプ（令和6年度当初予算分））を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第70回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和5年12月22日一部改正）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和5年12月22日一部改正）
- ・ 様式等一式